

# 經 理 規 程

〔 一部改正 会 長 指 示  
2022. 4. 1 〕

## 目 次

第1章	総 則	(第 1 条—第 10 条)
第2章	予 算	(第 11 条—第 20 条)
第3章	資 金	(第 21 条—第 25 条)
第4章	資金出納	(第 26 条—第 39 条)
第5章	固定資産	(第 40 条—第 46 条)
第6章	物 品	(第 47 条—第 48 条)
第7章	調 達	(第 49 条—第 52 条)
第8章	会計帳簿	(第 53 条—第 58 条)
第9章	決 算	(第 59 条—第 63 条)
第10章	雑 則	(第 64 条—第 65 条)

付 則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、協会の経理についての基準を定め、すべての会計諸取引を正確かつ迅速に処理し、財政状態および事業計画の達成状況に関する真実明瞭な報告を行うとともに、業務活動の効率的運営に資することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 協会の経理は、放送法ならびに定款および職制によるほか、この規程の定めるところによる。

### (内部統制組織の確立)

第3条 会計記録の正確性および信頼性を確保し、経理に関する不正、誤謬等を防止するため、職務を適切に分割し、業務を相互に牽制するための内部統制組織を確立しなければならない。

### (事業年度)

第4条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (経理の原則)

第5条 協会の経理は、放送法および定款の定めるところにより、原則として一般に公正妥当と認められる企業会計の基準による。

### (区分経理)

第6条 協会の経理は、一般勘定、有料インターネット活用業務勘定および受託業務等勘定に区分し、勘定科目は別表第1のとおりとする。

### (予算制度)

第7条 協会の事業は、予算に基づいて実施する。

2 予算は、事業計画に基づいて編成し、事業活動の目標を明確にするとともに、決算と対照することによって、その達成状況と成果を明らかにする。

3 予算科目は別表第2のとおりとする。

### (組織)

第8条 この規程における組織については、次のとおりとする。

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 一 | 部 | 局 | 職制に関する規程第2条に定める本部総局、本部局、拠点放送局および放送局                                       |
| 二 | 本 | 部 | 本部総局および本部局の総称   |
| 三 | 部 | 課 | 部局に属する室・部・所・センター、支局、海外総局および海外支局   |
| 四 | 経 | 理 | 単 位 局 総合して経理を施行する単位（本部・拠点放送局・放送局）   |
| 五 | 経 | 理 | 局 協会において主管として経理を担当する本部局   |
| 六 | 経 | 理 | 担 当 部 課 経理単位局において主管として経理を担当する部課<br>(本部は経理局の各部課、拠点放送局は企画総務部（経理）、放送局は企画編成部) |

### (経理業務の範囲)

第9条 経理業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 予算に関する事項
- 二 資金の調達および運用に関する事項
- 三 資金の出納に関する事項

- 四 固定資産および物品に関する事項
- 五 調達に関する事項
- 六 会計帳簿に関する事項
- 七 決算に関する事項
- 八 その他、経理に関する事項

(経理責任者)

第10条 経理単位局における経理責任者は、本部においては部局長、拠点放送局および放送局においては局長とする。

## 第2章 予 算

(予 算)

第11条 予算は、毎事業年度の諸計画に基づく収入および支出を計上する。

- 2 予算は、第14条第3号に定めるものを除き当該事業年度限りとする。
- 3 予算は、原則として収支均衡を図るものとする。

(予算の編成)

第12条 予算は、予算科目により、事業年度ごとに編成する。

- 2 経理局は、次の事項を作成し、理事会に提出する。
  - 一 「予算編成方針」案
  - 二 「収支予算編成要綱」案
  - 三 「収支予算、事業計画及び資金計画」案

(予算の確定)

第13条 予算は、理事会の審議、経営委員会の議決を経て、放送法の定めるところにより、国会の承認を受けることによって確定する。

(予算総則の適用)

第14条 予算の施行にあたり、次に掲げる事項については、予算総則による。

- 一 予算の目的外使用に関する事項
- 二 予算の相互流用に関する事項
- 三 経費の翌年度繰越使用に関する事項
- 四 収入が予算額より増加した場合の使用方法に関する事項
- 五 その他予算の使用方法に関する事項

(予算の配付)

第15条 経理局は、予算が確定したときは、必要な指示を付して、各部局にこれを配付する。

(予算の施行)

第16条 各部局長は、配付を受けた予算について、その範囲内で適正に、かつ経済性に留意して施行するとともに、常にその施行状況を把握しなければならない。

(予算の調整)

第17条 経理局は、必要がある場合には、配付予算について追加または削減することができる。

(予算施行状況の分析)

第18条 経理局は、配付予算とその実績とを比較のうえ、分析検討を行い、必要な措置をとる。

(補正予算)

第19条 予算を変更する必要がある場合は、補正予算を編成する。

2 補正予算については、第11条第2項および第3項ならびに第12条から第18条までの規定を準用する。

(暫定予算)

第20条 予算が当該事業年度の開始の日までに確定しないときは、3箇月以内に限り、暫定予算を編成する。

2 予算が確定したときは、前項の暫定予算は失効し、すでに施行済みのものについては、予算を施行したものとみなす。

3 暫定予算については、第11条第3項および第12条から第18条(第14条第3号を除く。)までの規定を準用する。この場合、第13条中「国会の承認」とあるのは、「総務大臣の認可」と読み替える。

### 第3章 資 金

(資金計画の作成)

第21条 経理局は、予算編成にあわせて年度資金計画を作成する。

(資金予定)

第22条 前条の年度資金計画を実施するため、各経理単位局は、月次資金予定を作成する。

2 経理局は、効率的な資金の運用を図るため、各経理単位局の月次資金予定を修正することができる。

(資金の運用)

第23条 資金の運用にあたっては、安全性を基本とする。

(外部資金の調達)

第24条 協会は、必要により外部資金を調達することができる。

2 放送法の定めるところにより、放送設備の建設または改修の資金に充てるため、放送債券を発行することができる。

3 放送設備の建設または改修、もしくはその他の支出に充てるため、借入金を借り入れることができる。

(放送債券償還積立資産の運用・管理)

第25条 放送債券償還積立資産は、公債、社債、定期預金等安全確実な方法により運用し管理する。

### 第4章 資金出納

(資金の種類)

第26条 現金および預金を資金とする。

2 現金として取り扱うものは、通貨、他人振出小切手、振替貯金払出証書、郵便為替証書その他これに準ずるものとし、預金とは、銀行預金、郵便貯金、その他金融機関に預けるものとする。

(預金の名義)

第27条 経理担当部課において資金を銀行等に預け入れる場合は、本部にあっては会長、その他の経理単位局にあっては当該経理単位局の長の名義とする。ただし、本部における郵便振替については、経理局長の名義とする。

(経理事務用印章)

第28条 経理担当部課における資金の出納に必要な印章は、経理規程実施細則に定める経理事務用印章を用いる。

2 前項の経理事務用印章の保管および押印の取扱者については、経理規程実施細則の定めるところによる。

(資金出納)

第29条 各部課において収納または支払いを要するときは、収納請求票または支払請求票に証ひょう書類(請求書、領収書等)を添えて経理担当部課に回付する。

2 経理担当部課は、収納請求票または支払請求票、証ひょう書類に基づき、次の事項を審査し承認する。

- 一 出納の事由および根拠
- 二 相手方の住所および氏名
- 三 出納の金額および期日
- 四 勘定科目または予算科目
- 五 その他必要な事項

3 承認後、収納請求票または支払請求票に基づき、収納伝票または支払伝票を作成する。

4 経理担当部課は、会計伝票により資金の出納を行う。

(入金の確認)

第30条 経理担当部課は、現金の受け入れ、預金通帳、銀行振込通知書、郵便振替受払通知書等により入金の確認を行う。

(受領書)

第31条 経理担当部課は、入金に対し受領書を発行する。ただし、銀行振込による入金で、相手方からの申し出がないとき等の場合は、受領書の発行を省略することができる。

(支払方法)

第32条 支払いは、原則として銀行振込とする。ただし、支払い方法を指定された場合は、その方法によることができる。

(仮払金)

第33条 特定の業務においてやむを得ず現金支払いを必要とする場合、経理担当部課は、特定仮払金を設定することができる。特定仮払金は、使用后速やかに精算しなければならない。

2 遠隔地にある報道室、支局、営業センターなど、業務の性質上、常時現金を必要とする場合には、経理局長および放送局長は、各部課に定額仮払金を設定することができる。

(領収書)

第34条 支払いにあたっては、支払いの金額および所要の事項を記載した領収書を相手方から受け取らなければならない。

2 やむを得ない事由により、正式の領収書を受け取ることができない場合は、支払証明書をもって領収書に代えることができる。

3 銀行等金融機関への振込による支払いに際しては、当該金融機関の領収書あるいは振込通知書を

もって領収書に代える。

(資金出納員)

第35条 経理担当部課に資金出納員を置き、所属部課の部長の指示により、資金の出納・保管を取り扱わせる。

- 2 資金出納員は、経理担当部課の部長が指名する当該部課職員または職員に準ずる者をもって当てる。
- 3 資金出納員には、特に定める場合を除き、会計伝票の作成および資金出納帳の作成事務を兼務させてはならない。

(定額仮払金出納員)

第36条 定額仮払金の設定部課は、定額仮払金出納員を置き、その出納・保管を取り扱わせる。

- 2 前項の定額仮払金出納員は、当該部課の部長が指名する職員または職員に準ずる者をもって当てる。

(残高の確認)

第37条 経理担当部課の副部長は、現金と預金の残高の確認を毎日行う。確認にあたっては、現金は現金在高を金種別に記入した金種票と、預金は当日残高と通帳等の記載内容と照合し、確認する。

- 2 経理担当部課の部長は、毎月3回(10日、20日、月末現在を基準)現金の在高および預金通帳の残高と資金日報の残高の一致を確認する。

(有価証券)

第38条 協会の保有する有価証券は、公債、社債、貸付信託およびこれに準ずるものとする。

- 2 有価証券の価額は、原則として取得に要した払込額とする。
- 3 経理局の資金担当部の副部長は、毎月末、有価証券の在高を有価証券保有一覧表と照合・確認する。

(現金・有価証券等の保管)

第39条 現金・有価証券等は、すえ付け金庫その他安全な方法により、保管の万全を期さなければならない。

## 第5章 固定資産

(固定資産の種類)

第40条 固定資産は、別に定める固定資産区分表により分類する。

(固定資産の価額)

第41条 有形固定資産の価額は、次のとおりとする。

- 一 購入、製作または建設により取得したものは、取得に要した経費を取得価額とする。
  - 二 交換により取得したものは、時価または交換に供した資産の帳簿価額を取得価額とする。
  - 三 受贈により取得したものは、時価を取得価額とする。
  - 四 リース資産は、期間支払総額を取得価額とする。
- 2 無形固定資産は、有償取得の場合に限り資産に計上し、その価額は取得価額とする。
  - 3 出資の価額は払込額とする。ただし、現物出資の場合は、出資に供した資産の適正な評価額とする。
  - 4 信託受益権の価額は、信託契約により提供する物件の帳簿価額とする。

(固定資産の運用・活用)

第42条 固定資産は、効果的な運用と有効かつ適切な活用を図るものとする。

(固定資産の管理)

第43条 有形固定資産、無形固定資産、出資および信託受益権の管理は、帳簿管理および現物管理とする。

2 前項の帳簿管理は経理局が行い、現物管理は各部局が行う。なお、出資により取得する出資証明書等の管理および信託により取得する受益権証書の管理は、第39条による。

3 有形固定資産については、各部課の部長は管理担当者を定め、経理規程実施細則の定めるところにより、常に良好な状態において管理しなければならない。

4 前項の管理担当者は、各部課の部長が指名する。

(現物調査)

第44条 各部局は、所管の有形固定資産につき、毎年所定の期日に現物調査を行い、その結果を経理局に報告する。

(固定資産の処分)

第45条 所期の使用目的に供しなくなった固定資産のうち、転用または活用の見込みのないものについては、経理規程実施細則の定めるところにより、適正な処分を行う。

(減価償却)

第46条 「建物」、「構築物」、「放送衛星」、「無形固定資産」および「信託受益権」については定額法により、「機械及び装置」、「車両及び運搬具」および「器具」については定率法により、減価償却を行う。

ただし、リース資産については、契約期間に基づき定額法により減価償却を行う。

2 耐用年数および償却率は、別表第3のとおりとする。

## 第6章 物 品

(物 品)

第47条 物品を分けて備品および消耗品とし、その品目については、経理規程実施細則の定めるところによる。

(物品の管理)

第48条 各部課の部長は、管理担当者を定め経理規程実施細則の定めるところの日常管理を行う。

## 第7章 調 達

(調 達)

第49条 調達は、公正な取引によらなければならない。

2 調達にあたっては、円滑な事業活動に資するとともに、透明性の確保および経済性に留意し効率的な調達に努める。

(市場および取引先の調査)

第50条 経理担当部課は調達にあたり、市場の状況および取引先の信用・経験・技術等について調査し、調達の万全を期する。

(契 約)

第51条 契約は、競争によることを原則とする。

ただし、次の場合には随意契約とすることができる。

- 一 契約の性質または目的が競争に適さないとき
- 二 緊急の必要により、競争に付している時間がないとき
- 三 法令その他これに準ずるものにより価格が明らかなきとき
- 四 少額のもの
- 五 その他競争に付すことを適当としないとき

2 第1項の競争は、入札、プロポーザル、競争見積等適切な方法をもって行う。

(検 収)

第52条 購入または借入物件の受入れおよび工事完了は、検収によってその受け入れを確認する。

## 第8章 会計帳簿

(会計帳簿および会計管理諸表)

第53条 各経理単位局は、会計帳簿および会計管理諸表を備え付ける。

- 2 会計帳簿とは、合計残高試算表および資金出納帳をいう。
- 3 会計管理諸表は、諸勘定内訳表および予算計理表のほか、勘定の明細な記録を行うため、必要により設ける。

(会計伝票)

第54条 会計伝票を分けて、収納伝票、支払伝票および振替伝票とする。

- 2 会計伝票は、全取引の原始記録とする。

(勘定の計理)

第55条 勘定の計理は、入金、出金または振替取引の決定日をもって行う。ただし、年度決算に係るものは決算日付とする。

(合計残高試算表等)

第56条 各経理単位局は、月ごとに合計残高試算表および会計管理諸表を作成する。

- 2 経理局は、前項の合計残高試算表および会計管理諸表を総合して、総合合計残高試算表および総合会計管理諸表を作成する。

(勘定の照合)

第57条 各経理単位局は、毎月末、資金出納帳および会計伝票の金額と合計残高試算表の金額との一致を確かめる。

(保存期間)

第58条 会計帳簿および会計伝票の保存期間は、10年とする。

## 第9章 決 算

(決算整理)

第59条 各経理単位局は、決算期日において、必要な勘定整理を行う。



2 各経理単位局は、前項の勘定整理を行ったのち、次の書類を作成する。

- 一 期末試算表
- 二 諸勘定内訳表
- 三 予算決算対照表
- 四 決算整理事項明細表

(決算諸表の作成)

第60条 経理局は、前条の書類を総合して次の決算諸表を作成する。

- 一 財産目録
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書
- 四 資本等変動計算書
- 五 キャッシュ・フロー計算書
- 六 財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関する説明書
- 七 諸勘定内訳表
- 八 予算決算対照表
- 九 固定資産増減内訳表
- 十 減価償却明細表

(決算の確定)

第61条 決算は、経営委員会が議決することにより、確定する。

(連結財務諸表の作成)

第62条 協会は、連結決算規程の定めるところにより、毎事業年度、協会および協会の関係会社に係る連結財務諸表を作成する。

(中間財務諸表および中間連結財務諸表の作成)

第63条 協会は、中間決算規程の定めるところにより、協会および協会の関係会社に係る中間財務諸表および中間連結財務諸表を作成する。

## 第10章 雑 則

(経理規程実施細則)

第64条 この規程を実施するための経理規程実施細則は別に定める。

(指示および指導)

第65条 経理局長は、第1条の目的達成のため各部局長に対し、経理に関する適切な指示を行う。

- 2 各部局長は、所管する部局の経理について適切な指導を行う。

付 則

1. この規程は、2020年4月1日から適用する。
2. 別表第1は、2022年4月1日から適用する。
3. 別表第2は、2020年4月1日から適用する。
4. 別表第3は、2020年4月1日から適用する。

別表第1 勘定科目表

1.貸借対照表科目  
(一般勘定)

款	項	目	節	説	明
資 産 の 部					
流 動 資 産	現 金 及 び 金	現 金			
		預 金			
	受 未 信 料 金	地 上 受 信 料 金		本 年 度 地 上 受 信 料 未 収 金	
				前 年 度 地 上 受 信 料 未 収 金	
		衛 星 受 信 料 金		本 年 度 衛 星 受 信 料 未 収 金	
				前 年 度 衛 星 受 信 料 未 収 金	
		特 別 受 信 料 金		本 年 度 特 別 受 信 料 未 収 金	
				前 年 度 特 別 受 信 料 未 収 金	
	有 価 証 券				未放送番組の制作費
	番 組 勘 定				主任部課において各部課へ引き渡し準備のため貯蔵する物品
貯 蔵 品				翌年度の負担に属すべき費用の前払分(未経過分)	
前 払 費 用					
		翌 年 度 受 信 料 収 納 費			
		そ の 他 の 前 払 費 用			

固定資産 (有形固定資産)	有料インターネット ト活 業務勤定 短期貸付金				
	受託業務等 勤定短期 貸付金				
	未収金				
		未収収益			当年度に属すべき収益で、まだ収納に至らないもの
		諸未収金			受信料未収金・未収収益以外の諸未収納金(売却固定資産代金の未収納額等)
	未収消費税等				
	その他の 流動資産				
		差入保証 有価証券			
		保管有価証券			預り保証金の代用として受け入れた有価証券。流動負債・預り有価証券の見返り勘定
		仮払金			帰属する科目未定の支払額その他一時的な立替金等
		その他の 流動資産			
	貸倒引当金 (貸方)				
	建物				基礎工事の施された3,306平方メートル以上の建造物および付属設備
		放送会館			
	放送所				
	中継放送所				
	受信所				
	無線中継所				
	研究所				
	宿舍				
	厚生施設				

	構 築 物	その他の施設	
		空 中 線 設 備	土地に定着する土木設備その他の工作物
		線 路 設 備	
		共 同 受 信 設 備	
		一 般 設 備	
	機 械 及 び 装 置		
		放 送 設 備	
		運 行 設 備	
		ス タ ジ オ 設 備	
		映 像 設 備	
		音 声 設 備	
		無 線 設 備	
		有 線 回 線 ・ 情 報 伝 送 設 備	
		電 源 設 備	
		受 信 ・ モ ニ タ ー 機 器	
		測 定 ・ 試 験 機 器	
		工 作 機 器	
		装 備 機 器	
		イ ン タ ー ネ ッ ト 活 用 業 務 設 備	
		事 務 機 器	
		厚 生 機 器	
	放 送 衛 星		
		放 送 衛 星	
	車 両 及 び 運 搬 具		
		車 両	

(無形固定資産)	器	具		
			楽 器	
			器 具	
	土	地		
			放送会館用地	
			放送所用地	
			中継放送所用地	
			受信所用地	
			無線中継所用地	
			研究所用地	
			宿舍用地	
			厚生施設用地	
			その他の施設用地	
		建設仮勘定		
		放送衛星仮勘定	建設中の放送衛星。前払金を含む。	
		その他の建設仮勘定	建設中の放送衛星以外の有形固定資産及び無形固定資産。前払金を含む。	
	無形固定資産			
		施設利用権		
		無体財産権		
		産業財産権	特許権、実用新案権、商標権、意匠権	
		著作権		
		ソフトウェア		
		その他の無形固定資産		
		地上権	地役権を含む。	
		その他の無形固定資産		

(出資その他の資産)	ソフトウェア 仮勘定		
	長期預金		長期運用を目的とするもの
	長期保有 有価証券		長期運用を目的とするもの
	出資	関係会社出資 その他の出資	
	有料インターネット 活用 業務勘定 長期貸付金		
	長期前払費用		翌年度以降に属すべき費用の前払分(未経過分)
		放送権料 その他の長期 前払費用	
	信託受益権	土地信託 受益権 建物信託 受益権	
	その他の出資 その他の資産	差入保証金 その他の資産	
	貸倒引当金 (貸方)		
特定資産	放送債券償還 積立資産 建設積立資産	放送債券償還のために積み立てた資金	
繰延資産	放送債券 発行費	債券発行の直接費用	

整理勘定	開 発 費			
	建設費勘定			年度内建設費支出額を年度末決算において有形固定資産及び無形固定資産に整理するまで一時計上する。
	部 局 勘 定			
	資金送受勘定			他の経理単位局へ資金を送付するもの
	調 整 勘 定			
<b>負 債 の 部</b>				
流動負債	短期借入金			期限1年未満のもの(借り入れのための金融手形を含む。)
	一年以内に返済する長期借入金			
	一年以内に償還する放送債券			
	未払金	契約収納事務費		
		放送債券利息		
		その他の未払金	その他の未払費用	契約収納事務費、放送債券利息以外の当年度に属すべき費用で、まだ支払いに至らないもの
			諸未払金	未払費用以外の諸未支払金
	未払消費税等			
	固定資産撤去費用引当金			
	受信料前受金			翌期以降に属する受信料の収納額

		地上受信料前受金	本年度地上受信料前受金 翌年度地上受信料前受金	
		衛星受信料前受金	本年度衛星受信料前受金 翌年度衛星受信料前受金	
		特別受信料前受金	本年度特別受信料前受金 翌年度特別受信料前受金	
	短期リース債			支払期限1年未満のもの
	その他の債			
		前受収益		現実に収納しているが、翌年度以降の収益に属すべきもの(受信料を除く。)
		預り金		預り保証金その他の預り金
		預り有価証券		預り保証有価証券その他諸預り有価証券
		仮受金		帰属する科目未定の収納額その他一時的な収納額等
		その他の債		
固定負債				
	放送債券			
	長期借入金			期限1年以上のもの(借り入れのための金融手形を含む。)
	固定資産撤去費用引当金			
	退職給付引当金			



	役員退任金			
	国際催事			スポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料
	放送権料			
	長期リース			支払期限1年以上のもの
	債			
	その他負債			
引当金勘定				
	未収受信料			本年度受信料未収金の収納不能による欠損処分見越額
	欠損引当金			
		地未欠	上料	
		未欠	金	
		衛未欠	星料	
		未欠	金	
減価償却				
累計額勘定				
	建物減価償却			
	累計額			
	構築物減価償却			
	累計額			
	機械及び装置			
	減価償却			
	累計額			
	放送衛星			
	減価償却			
	累計額			
	車両及び運搬			
	具減価償却			
	累計額			
	器具減価			
	償却累計額			

整理勘定	ソフトウェア 減価償却 累計額  差入保証金 償却累計額  売却固定 資産代金  部局勘定  資金送受勘定  調整勘定			年度内固定資産売却代金を固定資産と相殺整理するまで一時計上するもの  他の経理単位局から資金を受け入れるもの
<b>純 資 産 の 部</b>				
資本          評価・換算 差額	承継資本  固定資産 充当資本  剰余金 (欠損金)	建設積立金  繰越剰余金 (繰越欠損金)		有価証券の評価差額金

1.貸借対照表科目  
(有料インターネット活用業務勘定)

款	項	目	節	説	明
資		産		の 部	
流 動 資 産	現金及び預金	現 金			
		預 金			
	有 価 証 券				
	番 組 勘 定				
	前 払 費 用				
	未 収 金	未 収 収 益			当年度に属すべき収益で、まだ収納に至らないもの
		諸 未 収 金			未収収益以外の諸未収納金(売却固定資産代金の未収納額等)
	未収消費税等				
	そ の 他 の 流 動 資 産	差 入 保 証 券			
		有 価 証 券			
	保 管 有 価 証 券			預り保証金の代用として受け入れた有価証券。流動負債・預り有価証券の見返り勘定	
	仮 払 金			帰属する科目未定の支払額その他一時的な立替金等	
	貸 倒 引 当 金 ( 貸 方 )				
固 定 資 産 (有形固定資産)	建 物				基礎工事の施された3.306平方メートル以上の建造物および付属設備
	構 築 物				土地に定着する土木設備その他の工作物
	機 械 及 び 装 置				
	車 両 及 び 運 搬 具				

	器 具			
	土 地			
	建設仮勘定	その他の建設仮勘定		建設中の有形固定資産及び無形固定資産
(無形固定資産)	無形固定資産	施設利用権		
		無体財産権		
			産業財産権	特許権、実用新案権、商標権、意匠権
			著作権	
		ソフトウェア		
		その他の無形固定資産		
			地上権	地役権を含む。
			その他の無形固定資産	
(その他の資産)	長期預金			長期運用を目的とするもの
	長期保有価証券			長期運用を目的とするもの
	長期前払費用			翌年度以降に属すべき費用の前払分(未経過分)
		その他の長期前払費用		
	その他の資産			
		差入保証金		
		その他の資産		
整理勘定	建設費勘定			年度内建設費支出額を年度末決算において有形固定資産及び無形固定資産に整理するまで一時計上する
	部局勘定			

	資金送受勘定 調整勘定			他の経理単位局へ資金を送付するもの
<b>負 債 の 部</b>				
流動負債	短期借入金			期限1年未満のもの
	一般勘定 短期借入金			
	一年以内に 返済する 長期借入金			
	一年以内に 返済する 一般勘定 長期借入金			
	未払金		未払費用	当年度に属すべき費用で、まだ支払いに 至らないもの
			諸未払金	未払費用以外の諸未支払金
	未払消費税等			
	短期リース 債			支払期限1年未満のもの
	その他の 流動負債			
		前受収益		現実に収納しているが、翌年度以降の収 益に属すべきもの
		預り金		預り保証金その他の預り金
		預り有価証券		預り保証有価証券その他諸預り有価証券
		仮受金		帰属する科目未定の収納額その他一時的 な収納額等
		その他の 流動負債		
固定負債	長期借入金			期限1年以上のもの
	一般勘定 長期借入金			
	長期リース 債			支払期限1年以上のもの

減価償却 累計額勘定	その他の 固定負債  建物減価償却 累計額  構築物減価 償却累計額  機械及び装置 減価償却 累計額  車両及び運搬 具減価償却 累計額  器具減価 償却累計額			           年度内固定資産売却代金を固定資産と相 殺整理するまで一時計上するもの           他の経理単位局から資金を受け入れるも の
整理勘定	 売却固定 資産代金  部局勘定  資金送受勘定  調整勘定			
<b>純 資 産 の 部</b>				
資本	剰余金 (欠損金)	繰越剰余金 (繰越欠損金)		

1.貸借対照表科目  
(受託業務等勘定)

款	項	目	節	説	明
資		産		の 部	
流 動 資 産	現金及び預金	現 金 預 金			
	有 価 証 券				
	前 払 費 用				翌年度の負担に属すべき費用の前払分 (未経過分)
	未 収 金	未 収 収 益 諸 未 収 金			当年度に属すべき収益で、まだ収納に至らないもの 未収収益以外の未収金
	未収消費税等				
	そ の 他 の 流 動 資 産	差 入 保 証 券 有 価 証 券 保 管 有 価 証 券 仮 払 金			預り保証金の代用として受け入れた有価証券。流動負債・預り有価証券の見返り勘定 帰属する科目未定の支払額その他一時的な立替金等
整 理 勘 定	部 局 勘 定 資 金 送 受 勘 定 調 整 勘 定				他の経理単位局へ資金を送付するもの
負		債		の 部	
流 動 負 債	短 期 借 入 金 一 般 勘 定 短 期 借 入 金 未 払 金				当年度に属すべき費用で、まだ支払いに至らないもの

整理勘定	未払消費税等			
	その他の流動負債			
		前受収益		現実に収納しているが、翌年度以降の収益に属すべきもの
		預り金		預り保証金その他の預り金
		預り有価証券 仮受金		預り保証有価証券その他諸預り有価証券 帰属する科目未定の収納額その他一時的な収納額等
	部局勘定 資金送受勘定 調整勘定			他の経理単位局から資金を受け入れるもの
<b>純 資 産 の 部</b>				
資本	剰余金 (欠損金)	繰越剰余金 (繰越欠損金)		

注 貸借対照表の作成に際し、この表に示す科目に計上すべき金額のないときは、その科目の記載を省略することができる。また、この表に示す科目とは別に表示することが適当である場合には、科目を追加することができる。



2.損益計算書科目  
(一般勘定)

款	項	目	節	説	明
経		常 事 業		収	支
経常事業収入	受信料	地上受信料			
		衛星受信料			
		特別受信料			
	交付金収入	目以下は 予算科目 に同じ			
	副次収入				
経常事業支出	国内放送費	目以下は 予算科目 に同じ			
	国際放送費				
	国内放送番組等 配信費				
	国際放送番組等 配信費				
	契約収納費				
	受信対策費				
	広報費				
	調査研究費				
	給与				
	退職手当・ 厚生費				
	共通管理費				
	減価償却費				
	未収受信料 欠損償却費			本年度受信料未収金の収納不能見越額	
		地上 未収受信料 欠損償却費			
		衛星 未収受信料 欠損償却費			

経常事業 収支差金		特別未収 受信料 欠損償却費		
<b>経常事業外収支</b>				
経常事業外 収入	財務収入 雑収入	目以下は 予算科目 に同じ		
経常事業外 支出	財務費		目以下は 予算科目 に同じ	
経常事業外 収支差金				
経常収支 差金				
<b>特別収支</b>				
特別収入	固定資産 売却益 固定資産 受贈益 過年度損 修正益 その他 特別収入			固定資産売却益その他の経常事業収入 及び経常事業外収入以外の収入  前各項以外の収益で、当期間の経常事業 収入及び経常事業外収入に算入するを適 当としない臨時多額の収益
特別支出	固定資産 売却損 固定資産 除却損 過年度損 修正損 その他 特別支出			固定資産売却損その他の経常事業支出 及び経常事業外支出以外の支出  前各項以外の費用で、当期間の経常事業 支出及び経常事業外支出に算入するを適 当としない臨時多額の費用

当期 収支	事業 差金	資本支出 建設積立 事業収支 充当 金 れ 支 金			
----------	----------	--	--	--	--

2.損益計算書科目  
(有料インターネット活用業務勘定)

款	項	目	節	説	明
経		常 事 業		収	支
経常事業収入	放送番組等有料配信収入	目以下は 予算科目 に同じ			
経常事業支出	放送番組等有料配信費 広報費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費		目以下は 予算科目 に同じ		
経常事業 収支差金					
経		常 事 業 外		収	支
経常事業外 収入	財務収入 雑収入	目以下は 予算科目 に同じ			
経常事業外 支出	財務費				
経常事業外 収支差金					
経常収支 差金					
特		別		収	支
特別収入	固定資産 売却益 固定資産 受贈益 過年度損 修正益			固定資産売却益その他の経常事業収入 及び経常事業外収入以外の収入	

<p>特 別 支 出</p>	<p>そ の 他 の 特 別 収 入</p> <p>固 定 資 産 売 却 損</p> <p>固 定 資 産 除 却 損</p> <p>過 年 度 損 益 修 正 損</p> <p>そ の 他 の 特 別 支 出</p>			<p>前各項以外の収益で、当期間の経常事業 収入及び経常事業外収入に算入するを適 当としない臨時多額の収益</p> <p>固定資産売却損その他の経常事業支出 及び経常事業外支出以外の支出</p> <p>前各項以外の費用で、当期間の経常事業 支出及び経常事業外支出に算入するを適 当としない臨時多額の費用</p>
<p>当 期 事 業 収 支 差 金</p>	<p>一 般 勘 定 へ の 繰 入 れ</p> <p>事 業 収 支 剰 余 金</p>			

2.損益計算書科目  
(受託業務等勘定)

款	項	目	節	説	明
経		常 事 業		収	支
経常事業収入	受託業務等 収 入	目以下は 予算科目 に同じ			
経常事業支出	受託業務等費	目以下は 予算科目 に同じ			
経常事業 収支差金					
経		常 事 業 外		収	支
経常事業外 収 入	財務収入	目以下は 予算科目 に同じ			
経常事業外 支 出	財務費	目以下は 予算科目 に同じ			
経常事業外 収支差金					
当期事業 収支差金	一般勘定への 繰 入 れ 事業収支 剰 余 金				

注 損益計算書の作成に際し、この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。また、この表に示す科目とは別に表示することが適当である場合には、科目を追加することができる。

別表第2 予算科目表

(一般勘定)  
(事業収支)

款	項	目	節	説 明
事業収入	受信料	地上受信料	地上受信料収入	
			地上受信料未収損償却	
			衛星受信料	
			衛星受信料未収損償却	
		特別受信料	特別受信料収入	
			特別受信料未収損償却	
		交付金収入	国際放送関係交付金	放送法第67条による国からの国際放送関係交付金
			放送研究関係交付金	放送法第67条による国からの放送に関する研究関係交付金
			選挙放送関係交付金	公職選挙法による国及び地方公共団体からの交付金
		副次収入	一般業務収入	番組活用収入
	テキスト出版収入			放送番組テキストの発行による収入
	技術協力収入			技術協力・特許実施許諾等による収入
	施設利用料			協会施設の利用に係る収入

			その他の 副次収入	
		放送番組等 有料配信 収入		
			有料インターネット 活用業務勘定 受入れ	有料インターネット活用業務勘定事業支出 からの受入れ
			有料インターネット 活用業務勘定 収支差金 受入れ	有料インターネット活用業務勘定事業収支 差金の受入れ
		受託業務等 収入		放送法第20条第3項の認可業務から生じ る収入
			受託業務等 勘定受入れ	受託業務等勘定事業支出からの受入れ
			受託業務等 勘定収支差金 受入れ	受託業務等勘定事業収支差金の受入れ
	財務収入			預金利息、有価証券利息、有価証券償還 差益、有価証券売却益、受取配当金その 他の金融収入
		受取利息		
			預金利息	協会が保有する預金に係る利息
			有価証券 有利	協会保有の有価証券償還益及び利息等
			雑利息	
		受取配当金		出資に対する配当金
	雑収入			経常収入であって他の項に属さないもの
	特別収入			固定資産売却益その他の経常収入以外 の収入
		固定資産 売却益		
		固定資産 受贈益		
		過年度損 修正益		
		その他の 特別収入		前各項以外の収益で当期間の経常収入 に算入するを適当としない臨時多額の収 入
事業支出				
	国内放送費			国内放送の放送番組の編集及び送信に 要する経費



番組制作費	番組の制作に要する経費
(テレビ)	
テレビ全国放送番組費	テレビの全国放送番組の制作に要する直接経費
テレビ地域放送番組費	テレビ地域放送番組の制作に要する直接経費
(ラジオFM)	
ラジオ・FM全国放送番組費	ラジオ・FMの全国放送番組の制作に要する直接経費
ラジオ・FM地域放送番組費	ラジオ・FM地域放送番組の制作に要する直接経費
(報道取材)	
報道取材費	報道取材に要する直接経費
報道資材費	報道取材に必要な資材に要する経費
ニュース購入費	ニュースの購入に要する経費
(制作共通)	
海外総支局費	海外総・支局の運営に要する経費
出演契約費	出演・執筆研究及び出演団体等に要する経費
著作権費	番組の制作に共通して要する著作権料
海外素材回線料	海外の素材伝送に要する回線料
国内素材回線料	国内の素材伝送に要する回線料
番組資材費	番組の制作に必要な資材に要する経費
航空機雇上費	航空機の雇上に要する経費
制作共通費	番組の制作に伴い共通して要する直接経費
編成企画費	番組の制作に伴い共通して要する経費
考査費	番組の考査に要する経費
資料費	番組の制作に必要な資料に要する経費

		番組交流・開発費	番組の交換、提供、試作及び企画開発に要する経費
		編成管理費	番組の編成管理に要する経費
	番組利用促進費		番組の利用促進及び周知に要する経費
	技術運用費		技術施設の維持運用に要する経費
		放送所施設運用費	放送所施設の維持運用に要する経費
		共同受信施設運用費	共同受信施設の維持運用に要する経費
		放送回線料	放送用回線の専用に要する経費
		衛星放送施設運用費	衛星放送施設の維持運用に要する経費
		放送会館等施設運用費	放送会館等施設の維持運用に要する経費
		技術管理費	技術施設の維持運用に共通して要する経費
国際放送費			国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	ラジオ国際放送費		ラジオ国際放送に係る放送番組の編集及び送信に要する経費
		番組制作費	番組の制作に要する経費
		編成企画費	番組の制作に伴い共通して要する経費
		技術運用費	技術施設の維持運用に伴い要する経費
	テレビジョン国際放送費		テレビジョン国際放送に係る放送番組の編集及び送信に要する経費
		番組制作費	番組の制作に要する経費
		編成企画費	番組の制作に伴い共通して要する経費
		技術運用費	技術施設の維持運用に要する経費
国内放送番組等配信費			国内放送の放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費
	常時同時配信等業務費		国内放送の放送番組の電気通信回線を通じた常時同時配信及び見逃し番組配信に要する経費
		コンテンツ制作業務費	

	コンテンツ制作 設 備 費	
	配 信 業 務 費	
	配 信 設 備 費	
	認 証 業 務 費	
	認 証 設 備 費	
	視 聴 者 対 応 費	
	企 画 費	
	開 発 費	
国内配信費		常時同時配信等業務を除く国内放送の放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費
	コンテンツ制作 業 務 費	
	コンテンツ制作 設 備 費	
	配 信 業 務 費	
	配 信 設 備 費	
	視 聴 者 対 応 費	
	企 画 費	
	開 発 費	
公益業務費		国内放送の放送番組等の電気通信回線を通じた提供のうち、公益業務に要する経費
	コンテンツ制作 業 務 費	
	コンテンツ制作 設 備 費	
	配 信 業 務 費	
	配 信 設 備 費	
	視 聴 者 対 応 費	
	企 画 費	
	開 発 費	
国内配信事業者 提 供 費		国内配信事業者への国内放送の放送番組等の提供に要する経費

		コンテンツ制作 業 務 費	
		コンテンツ制作 設 備 費	
		配 信 業 務 費	
		配 信 設 備 費	
		視 聴 者 対 応 費	
		企 画 費	
		開 発 費	
	国際放送番組等 配 信 費		国際放送及び協会国際衛星放送の放送 番組等の電気通信回線を通じた提供に要 する経費
	国 際 配 信 費		国際放送及び協会国際衛星放送の放送 番組等の電気通信回線を通じた提供に要 する経費
		業 務 関 連 費	
		設 備 関 連 費	
	国際配信事業者 提 供 費		国際配信事業者への国際放送及び協会 国際衛星放送の放送番組等の提供に要 する経費
		業 務 関 連 費	
		設 備 関 連 費	
	契 約 収 納 費		受信契約及び受信料収納に要する経費
	契 約 収 納 業 務 推 進 費		受信契約の取次、受信料の未収対策等に 要する経費
		契 約 収 納 手 数 料	受信契約の取次手数料及び受信料の収 納手数料
		契 約 収 納 促 進 費	受信契約及び受信料収納の推進対策に 要する経費
		地 域 ス タ ッ プ 等 給 付 金	地域スタッフ等への給付金
	契 約 収 納 業 務 運 営 費		受信料の請求・収納、契約収納業務の管 理等に要する経費
		口 座 振 替 等 請 求 ・ 収 納 費	口座振替手数料、継続振込請求書送付経 費等
		シ ス テ ム ・ 情 報 処 理 費	受信契約及び受信料収納に関する情報処 理に要する経費

		契 約 収 納 管 理 費	受信契約及び受信料収納に共通して要する経費
受 信 対 策 費			受信改善及び受信相談業務に要する経費
	受 信 改 善 費		受信障害対策に要する経費
	受 信 対 策 推 進 費		受信相談、受信技術指導及び受信対策に共通して要する経費
		受 信 相 談 費	受信相談に要する経費
		受 信 技 術 普 及 費	受信技術指導、新メディアの普及に要する経費
		受 信 対 策 管 理 費	受信対策に共通して要する経費
広 報 費			事業活動の周知及び視聴者関係業務に要する経費
	視 聴 者 意 向 収 集 費		視聴者の意向の受けとめに要する経費
	広 報 推 進 費		事業の周知に要する経費
		事 業 広 報 費	事業の周知活動に要する経費
		広 報 管 理 費	広報に共通して要する経費
	放 送 番 組 等 配 信 広 報 費		放送番組等配信業務の周知活動に要する経費
		常 時 同 時 配 信 等 広 報 費	
		国 内 配 信 等 広 報 費	
		国 際 配 信 等 広 報 費	
調 査 研 究 費			放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費
	番 組 調 査 研 究 費		放送(技術を除く。)に関する調査研究に要する経費
		放 送 研 究 費	放送に関する調査研究に要する経費
		世 論 調 査 費	世論調査に要する経費
		博 物 館 運 営 費	博物館の運営に要する経費
		研 究 管 理 費	放送(技術を除く。)の調査研究に共通して要する経費

		技 術 調 査 研 究 費	放送技術の調査研究に要する経費
		技 術 研 究 費	放送技術の研究に要する経費
		技 術 調 査 費	放送技術の調査に要する経費
		研 究 管 理 費	放送技術の調査研究に共通して要する経費
給	与		役員報酬及び基本給、基準外賃金、賞与、その他の名目、支払方法を問わず協会と職員との雇用契約に基づき支払われるすべてのもの(退職給付費用及び役員退任に要する経費を除く。)
		役 員 報 酬	役員報酬
		職 員 給 与	職員の給与
		給 料	職員に支給する基準賃金及び基準外賃金等
		諸 手 当	職員に支給する賞与等
退 職 手 当 ・ 厚 生 費			退職給付費用及び役員退任に要する経費、社会保険料の雇用主負担その他の法定福利費並びに法定外の福利厚生に要する経費
		退 職 手 当	
		役 員 退 任 手 当	役員退任に要する経費
		退 職 給 付 費	職員の退職給付費用
		厚 生 保 健 費	職員の厚生保健に要する経費
		社 会 保 険 費	社会保険料の雇用主負担等に要する経費
		福 利 厚 生 費	職員の福利厚生に要する経費
共 通 管 理 費			役員交際費、公租公課、施設管理費並びに一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費その他の業務全般に共通して要する経費
		經 営 管 理 費	事業経営の管理に要する経費
		法 人 費	法人の機関の運営に要する経費
		監 査 費	監査業務に要する経費
		企 画 費	企画業務に要する経費

	職員管理費	職員の研修、表彰、転勤に要する経費
	研    修    費	職員の研修に要する経費
	表    彰    費	職員の表彰に要する経費
	転    勤    費	職員の転勤に要する経費
	施設管理費	局舎、宿舎等施設の管理に要する経費
	局    舎    管    理    費	局舎の維持運用に要する経費
	宿    舎    管    理    費	宿舎の維持運用に要する経費
	設    備    管    理    費	局舎、宿舎等の諸設備の運用整備に要する経費
	諸    税    公    課	局舎、宿舎、車両等に対する固定資産税、都市計画税、自動車税等
	事務管理費	事業経営の事務管理に要する経費
減価償却費		
財務費		借入金利息、放送債券利息、放送債券発行費償却その他の金融費用
	支払利息	
	放    送    債    券    利    息	
	借    入    金    利    息	
	雑    利    息	
	放送債券発行償還経費	
	発    行    費	放送債券発行に要する経費
	償    還    経    費	放送債券の償還に要する経費
特別支出		固定資産売却損その他の経常支出以外の支出
	固    定    資    産    売    却    損	
	固    定    資    産    除    却    損	
	過    年    度    損    益    修    正    損	
	そ    の    他    の    特    別    支    出	前各項以外の費用で、当期間の経常支出に算入するを適当としない臨時多額の費用

事 業 収 支 金 差	予 備 費			
----------------------------	-------------	--	--	--



(一般勘定)  
(資本収支)

款	項	目	節	説 明
資 本 収 入				
	事 業 収 支 差 金 受 入 れ			
	前 期 繰 越 金 受 入 金 れ			前年度までの事業収支及び資本収支の剰余金から受け入れる額
	減 価 償 却 資 金 受 入 れ			
	資 産 受 入 金	固 定 資 産 受 入 金		保有資産から資本支出に充てるため受け入れる額
		そ の 他 の 資 産 受 入 金		除却、売却、受贈、造成等に伴う固定資産の受入れ
	有 料 イン タ ー ネ ッ ト 活 用 業 務 勘 定 長 期 貸 付 金 返 還 金			
	放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 戻 入 金			
	建 設 積 立 資 産 戻 入 金			
	放 送 債 券			放送債券発行による収入額
	長 期 借 入 金			期限1年以上の借入金
資 本 支 出				
	建 設 費			有形固定資産及び無形固定資産の取得または改良に要する支出額
		新 放 送 ・ 衛 星 放 送 施 設 整 備 費		新放送・衛星放送の施設整備に要する支出額
			放 送 衛 星 製 作 費	放送衛星の製作・打上げに要する支出額
			衛 星 放 送 設 備 整 備 費	衛星放送のための関連地上設備の整備に要する支出額
			新 放 送 設 備 整 備 費	衛星放送以外の新放送の設備整備に要する支出額
		テ レ ビ 放 送 網 整 備 費		テレビ放送網の建設整備に要する支出額
			テ レ ビ 放 送 局 建 設 費	テレビ放送局の建設に要する支出額

	放送所施設整備費	テレビの放送所施設整備に要する支出額
	共同受信施設整備費	テレビ共同受信施設の整備に要する支出額
ラジオ・FM放送網整備費		ラジオ・FM放送網の建設整備に要する支出額
	ラジオ放送局建設費	ラジオ放送局の建設に要する支出額
	FM放送局建設費	FM放送局の建設に要する支出額
	放送所施設整備費	ラジオ・FMの放送所施設整備に要する支出額
放送会館整備費		放送会館の建設整備に要する支出額
	放送会館建設費	放送会館の建設に要する支出額
	放送会館設備整備費	放送会館建設に伴う設備の整備に要する支出額
番組設備整備費		番組設備の整備に要する支出額
	番組送出設備整備費	番組送出設備の整備に要する支出額
	スタジオ設備整備費	スタジオ設備の整備に要する支出額
	編集設備整備費	編集設備の整備に要する支出額
	中継・取材設備整備費	中継・取材設備の整備に要する支出額
放送会館共通設備整備費		放送会館の共通設備の整備に要する支出額
	電源設備整備費	電源設備の整備に要する支出額
	冷暖房設備整備費	冷暖房設備(給排水設備を含む。)の整備に要する支出額
	付属設備整備費	付属設備の整備に要する支出額
研究施設整備費		研究施設の整備に要する支出額

			調査研究設備整備費	調査研究設備の整備に要する支出額
			研究所整備費	研究所の建設に要する支出額
		一般施設整備費		一般施設の整備に要する支出額
			局舎整備費	局舎の整備に要する支出額
			厚生施設整備費	厚生施設の整備に要する支出額
			宿舎整備費	宿舎の整備に要する支出額
			自動車整備費	自動車の整備に要する支出額
			一般機器整備費	一般機器の整備に要する支出額
		建設管理費		有形固定資産及び無形固定資産の取得に共通して要する支出額
			給与管理諸費	
	出資			
	有料インターネット活用業務勘定長期貸付金			
	放送債券償還積立資産繰入れ			
	建設積立資産繰入れ			
	放送債券償還金			
	長期借入金繰入金			
資本収支差				

(有料インターネット活用業務勘定)  
(事業収支)

款	項	目	節	説 明
事業収入	放送番組等 有料配信収入	視聴料収入		有料インターネット活用業務から生じる収入
		事業者 提供料収入		NHKオンデマンドの業務から生じる収入
				ビデオオンデマンド事業者への放送番組等の提供から生じる収入
	財務収入			預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益、その他の金融収入
	雑収入			経常収入であって他の項に属さないもの
	特別収入			固定資産売却益その他の経常収入以外の収入
		固定資産 売却益		
		固定資産 受贈益		
		過年度損 修正益		
		その他の 特別収入		前各項以外の収益で当期間の経常収入に算入するを適当としない臨時多額の収入
事業支出	放送番組等 有料配信費	放送番組等 有料配信費		有料インターネット活用業務に係る放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費
			コンテンツ制作 業務費	
			コンテンツ制作 設備費	
			配信業務費	
			配信設備費	
		認 証 決 済 業 務 費		

事業収支差	認 証 決 済 費 設 備 費 利 用 者 対 応 費 企 画 費 開 発 費		事業活動の周知、普及促進に要する経費
	広 報 費 給 与 退 職 手 当 費 ・ 厚 生 費 共 通 管 理 費 減 価 償 却 費 財 務 費 特 別 支 出	固 定 資 産 損 売 却 固 定 資 産 損 除 却 過 年 度 損 益 損 修 正 そ の 他 の 出 特 別 支 出	業務全般に共通して要する経費 借入金利息、その他の金融費用 固定資産売却損その他の経常支出以外の支出

(有料インターネット活用業務勘定)  
(資本収支)

款	項	目	節	説	明
資本収入	事業収支 差金受入れ				
	前期繰越金 受入れ				前年度までの事業収支及び資本収支の剰 余金から受け入れる額
	減価償却資金 受入れ				
	資産受入れ				保有資産から資本支出に充てるため受け 入れる額
	一般勘定 長期借入金				一般勘定からの期限1年以上の借入金
	長期借入金				期限1年以上の借入金
資本支出	建設費				有形固定資産及び無形固定資産の取得ま たは改良に要する支出額
	一般勘定長期借入 金返還金				
	長期借入金 返還金				
資本収支 差					

(受託業務等勘定)  
(事業収支)

款	項	目	節	説	明
事業収入	受託業務等 収入	1号業務 収入		放送法第20条第3項(以下「20条3項」とい う)の認可業務から生じる収入	
		2号業務 収入		20条3項1号業務から生じる収入	
				20条3項2号業務から生じる収入	
	財務収入			預金利息、有価証券利息、有価証券償還 差益、有価証券売却益その他の金融収入	
事業支出	受託業務 費	1号業務費		20条3項の認可業務に要する経費	
			直接経費	20条3項1号の業務に要する経費	
			一般勘定 繰入れ	20条3項1号の業務に要する直接経費 20条3項1号の業務に要する割掛経費	
	2号業務費		20条3項2号の業務に要する経費		
		直接経費	20条3項2号の業務に要する経費		
		一般勘定 繰入れ	20条3項2号の業務に要する直接経費 20条3項2号の業務に要する割掛経費		
	財務費			借入金利息その他の金融費用	
		支払利息			
事業収支 差金					

- 注1 予算書並びに収入支出決算表の作成に際し、この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。
- 2 予算書の末尾には、次の事項を記載する。
- (1) 事業収入のうち特別収入を除く経常収入の額及び事業支出のうち特別支出を除く経常支出の額並びに経常収支差金の額(一般勘定に限る。)
  - (2) 事業収支差金の処分予定の内訳
  - (3) 事業収支差金が不足し、または繰越不足が見込まれるときは、その補てんの方法
- 3 収入支出決算表の作成に際し、次の事項を記載する。
- (1) 事業収支差金の処分の内訳を欄外に記載すること。
  - (2) 事業収支差金が不足し、または繰越不足があるときは、その補てんの方法を欄外に記載すること。
  - (3) 前期繰越金及び後期繰越金の額を欄外に記載すること。
  - (4) 法第70条第1項の規定により収支予算が変更された場合は、変更後の額を当初額の欄に記載すること。
  - (5) 予算総則に基づく増減額の欄は、予算総則のうち適用する規定ごとの増減額及びその計を科目別に区分して記載すること。

別表第3 減価償却資産の耐用年数および償却率

(平成24年4月1日以降に取得した減価償却資産)

項目	種類	耐用年数(年)	償却率(%)	備考		
(有形固定資産) 建 物	放送会館の本屋	鉄骨・鉄筋コンクリート造	41	2.5	減価償却は定額法による。 2以上の構造をもつ1棟の建物は、主たる構造の耐用年数を適用する。	
		鉄骨造	骨格材の肉厚が4ミリメートル以上のもの	31		3.3
	骨格材の肉厚が4ミリメートル未満のもの		25	4.0		
	放送文化研究所、放送技術研究所、博物館、事務所の各本屋	鉄骨・鉄筋コンクリート造	50	2.0		
		鉄骨造	骨格材の肉厚が4ミリメートル以上のもの	38		2.7
			骨格材の肉厚が4ミリメートル未満のもの	30		3.4
	放送所、中継放送所、受信所、無線中継所の各本屋及び付属舎屋	鉄骨・鉄筋コンクリート造	38	2.7		
		石造、れんが造及びブロック造	34	3.0		
		鉄骨造	骨格材の肉厚が4ミリメートル以上のもの	31		3.3
			骨格材の肉厚が4ミリメートル未満のもの	25		4.0
		木造(モルタル塗を含む。)	15	6.7		
	宿舎、厚生施設の各本屋	鉄骨・鉄筋コンクリート造	47	2.2		
		石造、れんが造及びブロック造	38	2.7		
		鉄骨造	骨格材の肉厚が4ミリメートル以上のもの	34		3.0
			骨格材の肉厚が4ミリメートル未満のもの	27		3.8
		木造(モルタル塗を含む。)	22	4.6		
	建物付属設備	エレベーター設備	17	5.9		
		エスカレーター設備 空調設備 給排水・衛生設備 ガス設備 電気設備 アーケード・日よけ設備	15	6.7		
		ドア設備	12	8.4		
		借用建物内装設備	10	10.0		
消火設備 防犯・防災設備		8	12.5			
特殊内装設備 特殊実験設備		5	20.0			



構築物	空中線設備	空中線	10	10.0	減価償却は定額法による。	
	空中線支持体設備	空中線支持体				
		鉄塔・鉄柱・コンクリート柱(支持体を目的とするもの)	40	2.5		
		架台				
		鉄塔・鉄柱(空中線を兼ねるもの)	30	3.4		
	線路設備			25		4.0
	共同受信設備			10		10.0
	一般設備					
	橋	鉄筋コンクリート造	60	1.7		
		金属造	45	2.3		
	擁壁	鉄筋コンクリート造	50	2.0		
		コンクリート造	30	3.4		
	貯水槽・貯油槽	鉄筋コンクリート造	50	2.0		
		コンクリート造	30	3.4		
		金属造(鑄鉄製)	25	4.0		
		金属造(その他)	15	6.7		
		合成樹脂造	10	10.0		
	運動場排水設備			30		3.4
	運動場ネット設備			15		6.7
	塀	鉄筋コンクリート造	30	3.4		
		コンクリート造	15	6.7		
		金属造	10	10.0		
	さく泉			10		10.0
	独立煙突	鉄筋コンクリート造	35	2.9		
		金属造	10	10.0		
	緑化設備			20		5.0
	ポール	金属造	20	5.0		
		その他	10	10.0		
	舗装道路・路面	コンクリート造、れんが造、石造	15	6.7		
		アスファルト造	10	10.0		
	サイン設備	金属造	10	10.0		
		その他	20	5.0		
	屋外照明設備			10		10.0
	上記以外のもの	石造	35	2.9		
		鉄筋コンクリート造	30	3.4		
		金属造(鑄鉄製)	25	4.0		
		れんが造				
		土造	20	5.0		
		コンクリート造	15	6.7		
		金属造(その他)	10	10.0		
アスファルト造						
合成樹脂造						
木造						
その他		15	6.7			

項目	種類	耐用年数 (年)	償却率 (%)	改定償却 率(%)	備考		
機械及び 装置	放送設備 運行設備 スタジオ設備 〔舞台装置を除く。〕 ニュースセンター設備 映像・音声設備 〔車両・ヘリ搭載設備を除く。〕 無線設備 有線回線・情報伝送設備 電源設備 〔自家発電装置を除く。〕 受信機・モニター機器 装備機器 インターネット活用業務設備	6	33.3	33.4 (9.911)	減価償却は定率 法による。  改定償却率の下 段( )内表示は 保証率。単位 は%。		
	スタジオ設備のうち 舞台装置 工作機器	7	28.6	33.4 (8.68)			
	映像・音声設備のうち 車両・ヘリ搭載設備	5	40.0	50.0 (10.8)			
	電源設備のうち 自家発電装置	15	13.3	14.3 (4.565)			
	測定・試験機器	5	40.0	50.0 (10.8)			
放送衛星	放送衛星装置 (注:放送衛星の耐用年数は、衛星個々の設計寿命により異なる。)	10	10.0		減価償却は定額 法による。		
器具	楽 器	パイプオルガン	41	4.9	5.0 (1.741)	減価償却は定率 法による。  改定償却率の下 段( )内表示は 保証率。単位 は%。	
		上記以外のもの	5	40.0	50.0 (10.8)		
	器 具	大型金庫	20	10.0	11.2 (3.486)		
		保管庫	15	13.3	14.3 (4.565)		
		家具	8	25.0	33.4 (7.909)		
		カーテン類	3	66.7	100.0 (11.089)		
	事務機器	パーソナルコンピュータ	4	50.0	100.0 (12.499)		
		上記以外のもの	5	40.0	50.0 (10.8)		
	厚生機器	医療 機器	歯科診療ユ ニット	7	28.6		33.4 (8.68)
			上記以外の医 療機器	6	33.3		33.4 (9.911)
		厨房機器	6	33.3	33.4 (9.911)		

車両及び運搬具	車 両	大型特殊車両	7	28.6	33.4 (8.68)	減価償却は定率法による。 改定償却率の下端( )内表示は保証率。単位は%。
		保守・調査用車両 中継・報道車両 一般車両	5	40.0	50.0 (10.8)	
		特殊車両	4	50.0	100.0 (12.499)	
(無形固定資産) 無形固定資産	施設利用権	電気通信設備利用権	20	5.0		減価償却は定額法による。 ( )内表示は固定資産区分表上の「グループ呼称」である。
		受電設備利用権 ガス水道受給設備利用権 国際放送送信設備利用権	15	6.7		
	知的財産権のうち (産業財産権)	商 標 権	10	10.0		
		特 許 権	8	12.5		
		意 匠 権	7	14.3		
		実 用 新 案 権	5	20.0		
	知的財産権のうち (著作権)	著作権	5	20.0		
	知的財産権のうち (ソフトウェア)	ソフトウェア	5	20.0		

注 減価償却は、取得の翌月から行う。

注2 平成20年4月1日以降に取得したリース資産の減価償却は、種類に関わらず契約期間を耐用年数とし、契約開始日より定額法により行う。

注3 ソフトウェアとは、平成20年4月1日以降に新規または大規模改修により取得したソフトウェアのうち、その利用により将来の収益獲得または費用削減が明確であると経営判断されたシステムに係るものをいう。

(平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産)

項目	種類	耐用年数 (年)	償却率 (%)	備考		
(有形固定資産) 建 物	放送会館の本屋	鉄骨・鉄筋コンクリート造	41	2.5	減価償却は定額法による。 2以上の構造をもつ1棟の建物は、主たる構造の耐用年数を適用する。	
		鉄骨造	骨格材の肉厚が4ミリメートル以上のもの	31		3.3
			骨格材の肉厚が4ミリメートル未満のもの	25		4.0
	放送文化研究所、放送技術研究所、博物館、事務所の各本屋	鉄骨・鉄筋コンクリート造	50	2.0		
		鉄骨造	骨格材の肉厚が4ミリメートル以上のもの	38		2.7
			骨格材の肉厚が4ミリメートル未満のもの	30		3.4
	放送所、中継放送所、受信所、無線中継所の各本屋及び付属舎屋	鉄骨・鉄筋コンクリート造	38	2.7		
		石造、れんが造及びブロック造	34	3.0		
		鉄骨造	骨格材の肉厚が4ミリメートル以上のもの	31		3.3
			骨格材の肉厚が4ミリメートル未満のもの	25		4.0
		木造(モルタル塗りを含む。)	15	6.7		
	宿舎、厚生施設の各本屋	鉄骨・鉄筋コンクリート造	47	2.2		
		石造、れんが造及びブロック造	38	2.7		
		鉄骨造	骨格材の肉厚が4ミリメートル以上のもの	34		3.0
			骨格材の肉厚が4ミリメートル未満のもの	27		3.8
		木造(モルタル塗りを含む。)	22	4.6		
	建物付属設備	エレベーター設備	17	5.9		
		エスカレーター設備 空調設備 給排水・衛生設備 ガス設備 電気設備 アーケード・日よけ設備	15	6.7		
		ドア設備	12	8.4		
		借用建物内装設備	10	10.0		
消火設備 防犯・防災設備		8	12.5			
特殊内装設備 特殊実験設備		5	20.0			

構築物	空中線設備	空中線	10	10.0	減価償却は定額法による。
	空中線支持体設備	空中線支持体			
		鉄塔・鉄柱・コンクリート柱(支持体を目的とするもの)	40	2.5	
		架台			
		鉄塔・鉄柱(空中線を兼ねるもの)	30	3.4	
	線路設備		25	4.0	
	共同受信設備		10	10.0	
	一般設備				
	橋	鉄筋コンクリート造	60	1.7	
		金属造	45	2.3	
	擁壁	鉄筋コンクリート造	50	2.0	
		コンクリート造	30	3.4	
	貯水槽・貯油槽	鉄筋コンクリート造	50	2.0	
		コンクリート造	30	3.4	
		金属造(鑄鉄製)	25	4.0	
		金属造(その他)	15	6.7	
		合成樹脂造	10	10.0	
	運動場排水設備		30	3.4	
	運動場ネット設備		15	6.7	
	塀	鉄筋コンクリート造	30	3.4	
		コンクリート造	15	6.7	
		金属造	10	10.0	
	さく泉		10	10.0	
	独立煙突	鉄筋コンクリート造	35	2.9	
		金属造	10	10.0	
	緑化設備		20	5.0	
	ポール	金属造	20	5.0	
		その他	10	10.0	
	舗装道路・路面	コンクリート造、れんが造、石造	15	6.7	
		アスファルト造	10	10.0	
	サイン設備	金属造	10	10.0	
		その他	20	5.0	
	屋外照明設備		10	10.0	
	上記以外のもの	石造	35	2.9	
		鉄筋コンクリート造	30	3.4	
		金属造(鑄鉄製)	25	4.0	
れんが造					
土造		20	5.0		
コンクリート造		15	6.7		
金属造(その他)		10	10.0		
アスファルト造					
合成樹脂造					
木造					
その他		15	6.7		

項目	種類	耐用年数 (年)	償却率 (%)	改定償却 率(%)	備考		
機械及び 装置	放送設備 運行設備 スタジオ設備 〔舞台装置を除く。〕 ニュースセンター設備 映像・音声設備 〔車両・ヘリ搭載設備を除く。〕 無線設備 有線回線・情報伝送設備 電源設備 〔自家発電装置を除く。〕 受信機・モニター機器 装備機器 インターネット活用業務設備	6	41.7	50.0 (5.776)	減価償却は定率 法による。  改定償却率の下 段( )内表示は 保証率。単位 は%。		
	スタジオ設備のうち 舞台装置 工作機器	7	35.7	50.0 (5.496)			
	映像・音声設備のうち 車両・ヘリ搭載設備	5	50.0	100.0 (6.249)			
	電源設備のうち 自家発電装置	15	16.7	20.0 (3.217)			
	測定・試験機器	5	50.0	100.0 (6.249)			
放送衛星	放送衛星装置 (注:放送衛星の耐用年数は、衛星個々の設計寿命により異なる。)	10	10.0		減価償却は定額 法による。		
器具	楽 器	パイプオルガン	41	6.1	6.3 (1.306)	減価償却は定率 法による。  改定償却率の下 段( )内表示は 保証率。単位 は%。	
		上記以外のもの	5	50.0	100.0 (6.249)		
	器 具	大型金庫	20	12.5	14.3 (2.517)		
		保管庫	15	16.7	20.0 (3.217)		
		家具	8	31.3	33.4 (5.111)		
		カーテン類	3	83.3	100.0 (2.789)		
	事務機器	パーソナルコンピュータ	4	62.5	100.0 (5.274)		
		上記以外のもの	5	50.0	100.0 (6.249)		
	厚生機器	医療 機器	歯科診療ユ ニット	7	35.7		50.0 (5.496)
			上記以外の医 療機器	6	41.7		50.0 (5.776)
厨房機器		6	41.7	50.0 (5.776)			

車両及び運搬具	車 両	大型特殊車両	7	35.7	50.0 (5.496)	減価償却は定率法による。 改定償却率の下段( )内表示は保証率。単位は%。
		保守・調査用車両 中継・報道車両 一般車両	5	50.0	100.0 (6.249)	
		特殊車両	4	62.5	100.0 (5.274)	
(無形固定資産) 無形固定資産	施設利用権	電気通信設備利用権	20	5.0		減価償却は定額法による。 ( )内表示は固定資産区分表上の「グループ呼称」である。
		受電設備利用権 ガス水道受給設備利用権 国際放送送信設備利用権	15	6.7		
	知的財産権のうち (産業財産権)	商 標 権	10	10.0		
		特 許 権	8	12.5		
		意 匠 権	7	14.3		
		実 用 新 案 権	5	20.0		
	知的財産権のうち (著作権)	著作権	5	20.0		
	知的財産権のうち (ソフトウェア)	ソフトウェア	5	20.0		

注 減価償却は、取得の翌月から行う。

注2 平成20年4月1日以降に取得したリース資産の減価償却は、種類に関わらず契約期間を耐用年数とし、契約開始日より定額法により行う。

注3 ソフトウェアとは、平成20年4月1日以降に新規または大規模改修により取得したソフトウェアのうち、その利用により将来の収益獲得または費用削減が明確であると経営判断されたシステムに係るものをいう。

(平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産)

項目	種類	耐用年数 (年)	償却率 (%)	備考		
(有形固定資産) 建 物	放送会館の本屋	鉄骨・鉄筋コンクリート造	41	2.5	減価償却は旧定額法による。 2以上の構造をもつ1棟の建物は、主たる構造の耐用年数を適用する。	
		鉄骨造	骨格材の肉厚が4ミリメートル以上のもの	31		3.3
			骨格材の肉厚が4ミリメートル未満のもの	25		4.0
	放送文化研究所、放送技術研究所、博物館、事務所の各本屋	鉄骨・鉄筋コンクリート造	50	2.0		
		鉄骨造	骨格材の肉厚が4ミリメートル以上のもの	38		2.7
			骨格材の肉厚が4ミリメートル未満のもの	30		3.4
	放送所、中継放送所、受信所、無線中継所の各本屋及び付属舎屋	鉄骨・鉄筋コンクリート造	38	2.7		
		石造、れんが造及びブロック造	34	3.0		
		鉄骨造	骨格材の肉厚が4ミリメートル以上のもの	31		3.3
			骨格材の肉厚が4ミリメートル未満のもの	25		4.0
		木造(モルタル塗りを含む。)	15	6.6		
	宿舎、厚生施設の各本屋	鉄骨・鉄筋コンクリート造	47	2.2		
		石造、れんが造及びブロック造	38	2.7		
		鉄骨造	骨格材の肉厚が4ミリメートル以上のもの	34		3.0
			骨格材の肉厚が4ミリメートル未満のもの	27		3.7
		木造(モルタル塗りを含む。)	22	4.6		
	建物付属設備	エレベーター設備	17	5.8		
		エスカレーター設備 空調設備 給排水・衛生設備 ガス設備 電気設備 アーケード・日よけ設備	15	6.6		
		ドア設備	12	8.3		
		借用建物内装設備	10	10.0		
消火設備 防犯・防災設備		8	12.5			
特殊内装設備 特殊実験設備		5	20.0			



構築物	空中線設備	空中線	10	10.0	減価償却は旧定額法による。
	空中線支持体設備	空中線支持体			
		鉄塔・鉄柱・コンクリート柱(支持体を目的とするもの)	40	2.5	
		架台			
		鉄塔・鉄柱(空中線を兼ねるもの)	30	3.4	
	線路設備		25	4.0	
	共同受信設備		10	10.0	
	一般設備				
	橋	鉄筋コンクリート造	60	1.7	
		金属造	45	2.3	
	擁壁	鉄筋コンクリート造	50	2.0	
		コンクリート造	30	3.4	
	貯水槽・貯油槽	鉄筋コンクリート造	50	2.0	
		コンクリート造	30	3.4	
		金属造(鑄鉄製)	25	4.0	
		金属造(その他)	15	6.6	
		合成樹脂造	10	10.0	
	運動場排水設備		30	3.4	
	運動場ネット設備		15	6.6	
	塀	鉄筋コンクリート造	30	3.4	
		コンクリート造	15	6.6	
		金属造	10	10.0	
	さく泉		10	10.0	
	独立煙突	鉄筋コンクリート造	35	2.9	
		金属造	10	10.0	
	緑化設備		20	5.0	
	ポール	金属造	20	5.0	
		その他	10	10.0	
	舗装道路・路面	コンクリート造、れんが造、石造	15	6.6	
		アスファルト造	10	10.0	
	サイン設備	金属造	10	10.0	
		その他	20	5.0	
	屋外照明設備		10	10.0	
	上記以外のもの	石造	35	2.9	
		鉄筋コンクリート造	30	3.4	
		金属造(鑄鉄製)	25	4.0	
		れんが造			
土造		20	5.0		
コンクリート造		15	6.6		
金属造(その他)		10	10.0		
アスファルト造					
合成樹脂造					
木造					
その他		15	6.6		

機械及び装置	放送設備 運行設備 スタジオ設備 〔舞台装置を除く。〕 ニュースセンター設備 映像・音声設備 〔車両・ヘリ搭載設備を除く。〕 無線設備 有線回線・情報伝送設備 電源設備 〔自家発電装置を除く。〕 受信機・モニター機器 装備機器		6	31.9	減価償却は旧定率法による。	
	スタジオ設備のうち 舞台装置 工作機器		7	28.0		
	映像・音声設備のうち 車両・ヘリ搭載設備		5	36.9		
	電源設備のうち 自家発電装置		15	14.2		
	測定・試験機器		5	36.9		
放送衛星	放送衛星装置 (注:放送衛星の耐用年数は、衛星個々の設計寿命により異なる。)		10	10.0	減価償却は旧定額法による。	
器具	楽器	パイプオルガン	41	5.5	減価償却は旧定率法による。	
		上記以外のもの	5	36.9		
	器具	大型金庫	20	10.9		
		保管庫	15	14.2		
		家具	8	25.0		
		カーテン類	3	53.6		
	事務機器	パーソナルコンピュータ	4	43.8		
		上記以外のもの	5	36.9		
	厚生機器	医療機器	歯科診療ユニット	7		28.0
			上記以外の医療機器	6		31.9
厨房機器			6	31.9		

車両及び 運搬具	車 両	大型特殊車両	7	28.0	減価償却は旧定 率法による。
		保守・調査用車両 中継・報道車両 一般車両	5	36.9	
		特殊車両	4	43.8	
(無形固定資産) 無形固定 資産	施設利用権	電気通信設備利用権	20	5.0	減価償却は旧定 額法による。  ( )内表示は固 定資産区分表上 の「グループ呼 称」である。
		受電設備利用権 ガス水道受給設備利用権 国際放送送信設備利用権	15	6.6	
		知的財産権 のうち (産業財産権)			
	商 標 権	10	10.0		
	特 許 権	8	12.5		
	意 匠 権	7	14.2		
	実 用 新 案 権	5	20.0		
	知的財産権	著作権	5	20.0	

注 減価償却は、取得の翌月から行う。